

参考資料

沖縄県保健医療部
保健医療総務課

1 現物給付導入後の制度について

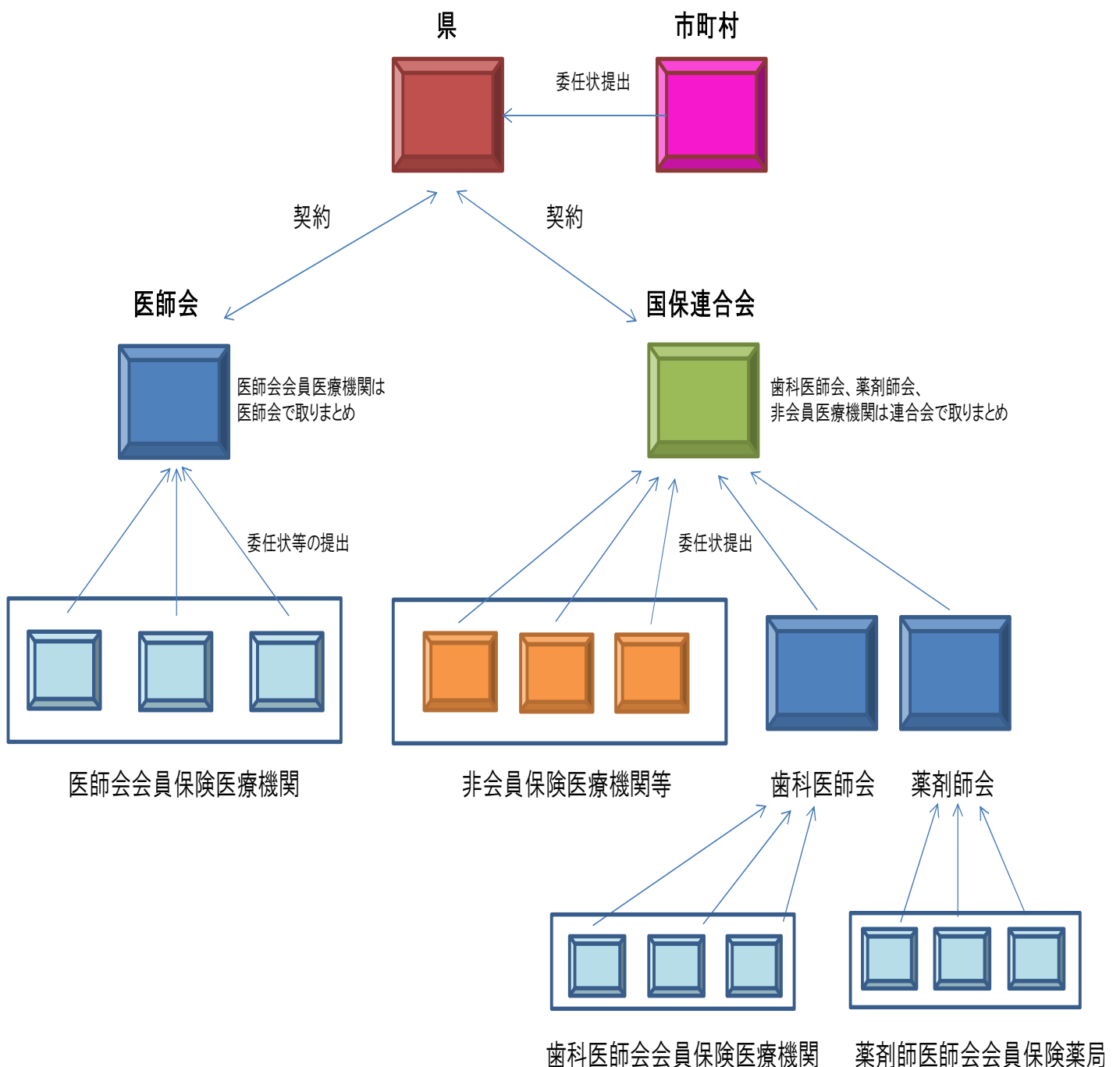
		新	旧
通院	対象児	未就学児	未就学児
	給付方法	現物給付	自動償還
	一部自己負担金	なし	3歳以上1医療機関につき 1,000円/月
入院	対象児	中学卒業まで	中学卒業まで
	給付方法	未就学児：現物給付 就学児：自動償還	自動償還
	一部自己負担金	なし	なし

2 医療機関との事務取扱契約方法について

保険医療機関及び保険薬局の契約事務を簡素化するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び国保連合会に契約事務を委任することで、医療機関に代わり沖縄県と契約を締結。

■契約方法

(医療機関との事務取扱に関する契約)



(案)

沖縄県子ども医療費助成制度の現物給付方式に関する事務取扱契約書

沖縄県(以下「甲」という)と一般社団法人沖縄県医師会(以下「乙」という。)との間に、沖縄県内各市町村が条例等に基づき実施する子ども医療費助成制度の現物給付方式に関する事務取扱について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もってこどもの健全な育成を図るため、こどもに係る保険適用医療費の自己負担分への助成を現物給付により行い、利便性を高めることを目的とする。

(委任等)

第2条 甲は、子ども医療費助成を現物給付方式(市町村が、その管内に居住する助成対象児に係る医療費助成を医療機関に対して直接支払うことをいう。)により実施する別記の市町村(以下「市町村」という。)から本契約の締結に係る事務の委任を受け本契約を締結するものとする。

2 乙は、子ども医療費助成における現物給付方式導入に協力する保険医療機関又は保険薬局等(以下「保険医療機関等」という。)から、本契約における事務の委任を受け、甲との間に本契約を締結するものとする。このとき、一般社団法人沖縄県薬剤師会及び一般社団法人沖縄県歯科医師会は、その会に所属する者を代理し、乙に対して本契約における事務を委任することができる。

3 甲は、この契約とは別に、乙との間に、現物給付方式に係る審査集計等の事務取扱について、契約を締結するものとする。

(協力)

第3条 乙及び保険医療機関等は、子ども医療費助成を円滑に行うため、甲に協力するものとする。

(受給資格者証の確認等)

第4条 保険医療機関等は、市町村の子ども医療費助成に関する条例等に基づき子ども医療費助成金受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)が保険医療機関等において診療等を受けるときに受給資格者証を提示する場合は、医療保険の被保険者証等と併せて受給資格者証の確認をするものとする。

(請求及び報告等)

第5条 保険医療機関等が行う事務は、次のとおりとする。

(1) 受給資格者証に記載された対象者の診療等を行った場合

ア 国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により受給資格者が負担すべき医療費の額等について受給資格者に請求せず、医療費助成自己負担額支払報告兼請求書(以下「請求書」という。)及び医療費助成自己負担額支払明細書(所定の項目を記載した電子媒体を含む。以下「明細書」という。)を作成し乙に対して請求する。

イ アで作成した請求書及び明細書については、当該診療等を行った日の属する月の翌月10日(土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等になるときは、その翌営業日)、電子媒体による提出については当該診療等を行った日の属する月の翌月15日(土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等になるときは、その翌営業日)までに乙へ提

(案)

出する。ただし、市町村がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 前号の明細書の報告に誤りがあった場合

受給資格者の負担すべき医療費について後日過不足が発生し、その精算を行った場合は、こども医療費返戻等差額発生報告書を作成し、速やかに市町村あて報告する。

(保険医療機関等への事務手数料)

第6条 明細書の作成に要する事務手数料は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに1件当たり16円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(事務手数料の算定等)

第7条 保険医療機関等は、甲が保険医療機関等に支払うべき事務手数料の額の算定、通知、請求及び受領を乙へ代理させるものとする。

2 乙は、前項に定める算定結果に基づき、保険医療機関等より明細書報告のあった日の属する月の翌月5日(土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等になるときは、その翌営業日)までに、市町村に対して通知及び請求を行う。

3 市町村及び保険医療機関等は、乙に対して事務手数料の額の算定について確認をするため必要に応じ、報告又は関係書類の閲覧を求めることができる。

(事務手数料の支払い等)

第8条 市町村は、前条第2項の請求を受領した日の属する月の18日(土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等になるときは、その翌営業日)までに、乙に事務手数料を支払う。

2 乙は、代理受領した事務手数料を前条第1項による算定結果に基づき、保険医療機関等より明細書の報告のあった日の属する月の翌月20日(土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日等になるときは、その翌営業日)までに保険医療機関等へ振り込むものとする。

(契約期間)

第9条 契約期間は、別記1の市町村については、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、別記2の市町村については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。

2 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう一か年間順次契約を更新したものとみなす。

(個人情報の保護及び取扱い)

第10条 乙及び保険医療機関等は、本契約に基づき業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の秘密保持に関する義務は、この契約の終了又は解除後も継続するものとする。

3 乙及び保険医療機関等は、本契約の業務を処理するための個人情報の取扱いについては、市町村が定める個人情報の保護に関する条例等を遵守しなければならない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義があるときは、当事者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するために、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

(案)

平成 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 翁 長 雄 志

乙 沖縄県島尻郡南風原町字新川218番地9
一般社団法人 沖縄県医師会
会長 安里 哲好

別記1 宮古島市、北谷町、南風原町

別記2 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南
城市、国頭村、今帰仁村、本部町、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村、
西原町、北大東村、久米島町、八重瀬町、多良間村